

練馬区通所サービス、自立化・軽度化加算について

練馬区高齢社会対策課

1 自立化・軽度化加算の算定要件

✓ 軽度化加算 (25 単位×最大 12 か月)

6 か月以上同じ事業者によるサービスを利用した結果、要支援 2 ⇒要支援 1 に認定結果が軽度化した場合、加算単位の 12 か月分を上限として利用月数を乗じて加算する。

✓ 自立化加算 (50 単位×最大 12 か月)

6 か月以上同じ事業者によるサービスを利用した結果、要支援 2 ⇒非該当、支援 1 ⇒非該当または事業対象者⇒基準に該当しないとされた場合、加算単位の 12 か月を限度に利用月数を乗じて加算する。

※ 留意事項 (軽度化加算・自立化加算共通)

(1) 利用期間は、かならずしも連続した月である必要はない。利用者と事業所の契約が継続しており、サービスの利用がある月数で判断する。ただし、利用者が暦月で 2 月間 (月の初日から末日までを 1 月とする)、当該事業所からサービスの提供を受けていない場合は、利用再開した月から算定対象となる。

(2) 当該事業所において、当該同一の加算を算定したことがある利用者においては再算定できない。ただし、前回算定から 2 年以上経過している場合はその限りでない。

【参考】算定要件早見表

- 軽度化加算の算定が可能 ★ 自立化加算の算定が可能

		利用後			
		自立・非該当	事業対象者	要支援 1	要支援 2
利用開始時	事業対象者	★			
	要支援 1	★			
	要支援 2	★		●	

例) 利用開始時に要支援 1 であった方が、認定更新をした結果、非該当であった

⇒★マーク(自立化加算の算定が可能)

算定要件早見表例示		利用後			
		自立・非該当	事業対象者	要支援 1	要支援 2
利用開始時	事業対象者	★			
	要支援 1	★			
	要支援 2	★		●	

2 基準日

算定要件が満たされたことが確定した日 (例)要支援2→要支援1の認定結果が分かった日

3 加算の単位数、費用の額

当該事業所の利用を開始した日から算定要件が満たされたことが確定した日までの期間

軽度化加算 (25 単位×単価 10.9 円) × 当該事業所を利用した月数【上限 12 か月】

自立化加算 (50 単位×単価 10.9 円) × 当該事業所を利用した月数【上限 12 か月】

※月数の計算方法

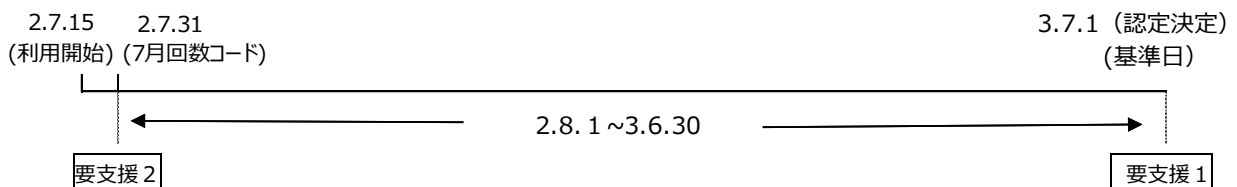
利用した期間のうち、回数コードで算定した月を除きます。

例) ① 令和2年7月15日から令和3年6月30日まで利用した期間に軽度化加算を算定する。

7月15日～7月31日は、回数コードで算定した。

⇒軽度化加算の適用月数は、令和2年8月～令和3年6月の11か月

Point⇨回数コードで算定した月は除きます。



② 令和2年5月1日から令和3年6月30日まで利用した期間に軽度化加算を算定する。

⇒適用月数は、令和2年7月～令和3年6月までの12か月

Point⇨適用月数の上限は12か月です。

③ 令和2年5月1日から令和3年6月30日まで利用した期間に軽度化加算を算定する。ただし、令和3年4月1日～4月30日の1か月間は利用がなかった。

⇒適用月数は、令和2年6月～令和3年6月のうち令和3年4月を除いた12か月

Point⇨利用がない月は除きます。

※費用の額の計算方法

単位数に地域単価を乗じます。小数点以下は切り捨てです。算出した費用の額に利用した月数を乗じます。

例) 要支援2の方が、練馬区通所サービスを11か月間利用し認定の更新をした結果、要支援1であった。

⇒軽度化加算の適用。

25 単位 (ひと月につき) × 10.9 円 = 272.5 円 = 272 円

272 円 × 11 か月 (利用した月数) = 2992 円

4 請求の方法

1の要件を満たす利用者について、自立化加算、軽度化加算を算定する場合は、以下の書類を提出先までご提出ください。

✓ 提出書類

- ① 自立化加算・軽度化加算に関する届出書（様式1）
- ② 請求書（様式2）

Point④・様式1は、利用者ごとに提出してください。

・様式2は、支払いは事業者単位で行います。請求月ごとに事業者単位でまとめて請求してください。複数の利用者の請求をする場合は、事業者ごとにまとめて請求してください。

✓ 提出先（郵便または窓口）

〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1

練馬区役所 高齢施策担当部 高齢社会対策課 介護予防係

【担当】

練馬区 高齢施策担当部

高齢社会対策課 介護予防係

電話 03-5984-2094 FAX 03-5984-1214